三　検査の対象及び方法並びに期日
四　検査の実績又は予定の概要
3　第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
一　定期事業者検査の計画
二　附帯陸上施設及び第二十二条の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同条第三号の施設管理目標
三　第二十二条第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項
イ　施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第二十二条第四号イにおいて同じ。）及び期間
ロ　附帯陸上施設の工事の方法及び時期
ハ　附帯陸上施設の点検、検査等（以下この号及び第二十二条第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
ニ　附帯陸上施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
四　第十四条第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）。
五　前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
六　前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
七　前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第十四条第三項各号に掲げる事項について記載した書類
4　前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。
5　第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第十四条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。
6　第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第十五条　削除

（合併及び分割の認可の申請）

第十七条　法第三十一条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

（施設定期検査の技術上の基準）

第十五条　法第二十九条第二項に規定する性能の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　附帯陸上施設の放射線遮蔽その他の性能が、法第二十八条第一項の検査において原子力規制委員会が合格と認めた状態に維持されていること。
二　第十一条各号に掲げる性能の技術上の基準に適合していること。

（合併の認可の申請）

第十七条　法第三十一条第一項の合併の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　同上］